高知県スポーツ振興推進本部設置規程

(設置)

第1条 県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、本県のスポーツ振興施策を関係部局の連携のもとで推進をするため、高知県スポーツ振興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部次長
 - (4) 本部員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部次長は、観光振興スポーツ部長をもって充てる。
- 5 本部員は、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、文化生活部長、産業振興推進部長、商工労働部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。

(職務)

- 第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る 事務を処理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

- 第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 高知県スポーツ推進計画の推進に関すること。
 - (2) スポーツ振興施策の検討及び推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ振興施策に関連する重要事項に関すること。 (プロジェクトチーム)
- **第5条** 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。
- 2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。

(事務局)

- 第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、観光振興スポーツ部スポーツ課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、観光振興スポーツ部スポーツ課課長補佐(2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。)をもって充てる。
- 5 事務局職員は、観光振興スポーツ部スポーツ課の職員をもって充てる。 (雑則)
- **第7条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この訓令は、平成29年5月26日から施行する。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。